

平成 28 年度 神奈川県立横浜栄高等学校 社会人聴講生募集要項

1 趣旨

この要項は、地域や社会に開かれた学校づくり、柔軟な学びのシステムの実現の観点から、本校の一部科目について履修を希望する社会人の方を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 聴講の方法

本校の教育課程に位置づけられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。授業で実施する実験や実習、レポート提出等については原則として生徒と同様の扱いとします。

3 申し込み・問い合わせ先

神奈川県立横浜栄高等学校 担当 ^{あいば}相羽 (教頭)
〒 247-0013 横浜市栄区上郷町 555
Tel (045)891-5736 (直通)

4 募集に関する事項

(1) 募集期間

平成 28 年 3 月 2 日 (水) ~ 3 月 15 日 (火)

募集科目の内容等が確定していないので、電話で応募の意思をお知らせください。
授業日時、聴講期間が決まり次第、学校から応募の最終確認について連絡します。

(2) 科目の内容等

	募集 課程	教科	科目	単 位 数	授 業 日 時	募 集 人 数	聴 講 期 間
1	全日制	地歴公民	世界史 B	4	毎週火曜日 3,4 限 毎週金曜日 6,7 限	1	平成 28 年 4 月 12 日 (火) ~平成 29 年 2 月 28 日 (火)
2	全日制	数学	数学 I	3	毎週 曜日 1 限 毎週 曜日 4 限 毎週 曜日 4 限	2	平成 28 年 4 月 11 日 (月) ~平成 29 年 2 月 28 日 (火)
3	全日制	理科	生物	4	毎週火曜日 3,4 限 毎週金曜日 6,7 限	2	平成 28 年 4 月 12 日 (火) ~平成 29 年 2 月 28 日 (火)
4	全日制	芸術	デッサン 表現	2	毎週水曜日 6,7 限	2	平成 28 年 4 月 13 日 (水) ~平成 29 年 2 月 22 日 (水)
5	全日制	外国語	コミュニ ケーショ ン英語 I	5	毎週 曜日 限 毎週 曜日 限 毎週 曜日 限 毎週 曜日 限 毎週 曜日 限	2	平成 28 年 4 月 日 () ~平成 29 年 2 月 日 ()

本校の授業時間

1 限(8:50~9:35) 2 限(9:45~10:30) 3 限(10:40~11:25) 4 限(11:35~12:20)
5 限(13:05~13:50) 6 限(14:00~14:45) 7 限(14:55~15:40)

(3) 募集条件

ア 聴講できる単位数は合計 8 単位までです。

イ 聴講できる科目は、今までに本校および他の高等学校等において履修や聴講をしていない科目です。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に居住又は勤務する方で、中学校卒業相当年齢以上で、かつ、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在籍していない方とします。

(2) 応募方法

「聴講申込書」用紙に必要事項を記載し、本校に提出して下さい。提出にあたり、事前に聴講の趣旨や科目内容について理解していただくため、担当者から説明をしますので、必ず聴講を希望される方ご自身が持参して下さい。

※1 書類提出にあたり、県内に居住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類をご持参ください。

県内在住が証明できる書類：(例)自動車運転免許証、健康保険証、住民票等

県内在勤が証明できる書類：(例)勤務地が明記してある社員証等

※2 来校にあたっては、予め電話でご連絡ください。

6 聴講生の決定

希望者が各科目の募集人員を上回った場合には、公開抽選で決定します。(期日は学校から通知します。)

7 聴講にかかる費用等

(1) 受講が決定された方は、受講説明会に参加していただきます。当日、聴講料の納入と教科書購入をお願いします。【受講説明会 4月11日(月) 10:00~11:30】

(2) 原則として納入された受講料の返金はいたしませんので御了承下さい。

聴講料(県の条例により定められた金額です)

1単位あたり4,800円(希望する科目の単位数にご注意ください)となっています。

その他、科目によって教科書・副教材・実習費等が必要となります。

8 修了

(1) 認定方法

出席状況や生徒と同様に実施する実験や実習、レポート提出等の取組状況を含めた聴講の成果について、科目の目標からみて満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について、修了を認定します。なお、聴講による履修については、単位は認定しません。

(2) 聴講修了証書等の発行

本校での聴講を修了したと認めた方に対して、「聴講修了証書」を交付します。

また、聴講(修了)証明書の交付を請求される場合は、「県立学校の証明書交付手数料等の徴収に関する条例」(昭和30年神奈川県条例第12号)に基づき、手数料(1通400円平成28年1月1日現在)を徴収します。

9 聴講許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合には、聴講の許可を取り消させていただくことがあります。なお、この場合における聴講料の返金はいたしません。

(1) 学則及びその他の例規に違反したとき。

(2) 本校における教育活動の秩序を乱したとき。

(3) 本校における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 虚偽又は不正な行為により聴講の許可を受けたとき。

(5) 聴講料を納付しないとき。

(6) その他校長が必要と認めるとき。

10 その他

- (1) 本校においては、敷地内禁煙です。
- (2) 受講の際には、校内で名札（受講証）を付けていただきます。
- (3) 自転車、バイク、自家用車の利用はできません。